1 委託業務名

広島市介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中運動型デイサービス業務

2 目的

広島市介護予防・日常生活支援総合事業(以下「広島市総合事業」という。)において、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した第1号被保険者(以下「要支援認定者等」という。)に対し、生活機能上の問題・課題及びその背景・原因を把握・評価した上で、通所による運動器の機能向上プログラムを短期間集中的に提供し、サービス利用者が要介護状態等になることを予防するとともに、自ら継続して介護予防に取り組み、介護保険サービスを利用しなくても地域で自立した生活が維持できるようにすることを目的とする。

3 対象者

- (1) 要支援認定者であって、地域包括支援センター、地域包括支援センターから委託を受けた 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者(以下「地域包括支援センター等」という。)による介護予防支援の結果、短期集中運動型デイサービスの利用が必要と認められたもの
- (2) 要支援認定者であって、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者による介護予防ケアマネジメントの結果、短期集中運動型デイサービスの利用が必要と認められたもの
- (3) 基本チェックリストに該当した第1号被保険者であって、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの結果、短期集中運動型デイサービスの利用が必要と認められたもの

4 実施場所

実施場所は、広島市内又は近隣市町において受注者が設置又は管理している施設内とする。

5 業務の実施要件

(1) 実施主体

本業務の実施主体は、次のいずれかに該当する者であること。

- ア 介護予防通所リハビリテーション、広島市総合事業における1日型デイサービス又は短時間型デイサービス(以下「介護予防通所リハビリテーション等」という。)のいずれかの 指定事業者
- イ フィットネス事業所等民間事業者であって、スポーツ施設を設置又は管理しており、高 齢者に対する運動指導を実施した実績があるもの
- (2) 設備基準
 - ア 指定事業者の場合

介護予防通所リハビリテーション等のいずれかの指定事業者としての設備基準を満たし

ていること。

イ フィットネス事業所等民間事業者の場合

- ・ 委託業務を安全かつ適切に実施できる広さを有するスペース(1人当たりおおむね3 m²×利用者数以上の床面積)があること。
- ・ 利用者の安全確保や運動に適した環境(導線・床・段差・温度・空調・明るさ・衛生等)が整備されていること。

(3) 利用定員

ア 指定事業者の場合

介護予防通所リハビリテーション等の運営規程に定める利用定員の範囲内であること。 なお、他の通所サービス(通所介護、地域密着型通所介護、広島市総合事業における1日 型デイサービス又は短時間型デイサービス)と一体的に実施する場合は、各サービスの利 用定員を合計した定員の範囲内とする。

イ フィットネス事業所等民間事業者の場合

同一時間帯に受け入れる利用者は最大15名までとする。

(4) 職員配置基準

ア 指定事業者の場合

介護保険の関係法令及び広島市総合事業に係る要綱等に定めるところにより、介護予防 通所リハビリテーション等の実施に必要な職員数を配置すること。

ただし、アセスメント、個別サービス計画作成及び評価については、プログラムの区分に応じて、次の職種の職員が行うものとする。

(ア) 運動器の機能向上プログラム

理学療法士、作業療法士、柔道整復師、健康運動指導士、健康運動実践指導者又は介護予防運動指導員

(イ) 口腔機能向上プログラム

歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士

イ フィットネス事業所等民間事業者の場合

理学療法士、作業療法士、柔道整復師、健康運動指導士、健康運動実践指導者又は介護 予防運動指導員(以下「理学療法士等」という。)のいずれか1人以上を配置し、同一時間 帯に受け入れる利用者数に応じて、以下のとおり必要な人数の職員を配置すること。

(ア) 利用者数1~5人まで :1人以上

(イ) 利用者数6人~10人まで :2人以上

(ウ) 利用者数11人~15人まで:3人以上

ただし、理学療法士等に加えて配置する職員は、「運動指導の経験が1年以上ある者」(以下「運動指導経験者」とすることができることとするが、あくまで補助者とし、アセスメント、個別サービス計画作成及び評価については、理学療法士等が行うこと。

(5) その他の基準

ア 衛生管理等

サービス提供従事者の清潔保持及び健康管理のための対策を講じるとともに、委託業務に係る施設、設備、備品等の衛生的な管理や感染症の発生及びまん延防止に努めること。

イ 秘密保持等

サービス提供従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

ウ 事故発生時の対応等

- (ア) 事故発生時の対応に備え、安全管理マニュアルを整備するとともに、傷害保険や賠償 責任保険に加入すること。
- (イ) サービス提供により事故が発生した場合は、発注者、当該利用者の家族、当該利用者 に係る介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援を行う地域包括支援センター等に連 絡するとともに、必要な措置を講じること。
- (ウ) (イ)の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。
- (エ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

6 運動器の機能向上プログラムに係る業務内容及び実施手順

サービス内容は、転倒予防の重要性についての講義、下肢筋力、平衡能力及び歩行能力の維持向上のための運動とし、次の手順により実施するものとする。

(1) 事前調整

地域包括支援センター等からサービス提供の依頼があった場合、施設の空き状況や、利用 予定者の心身の状況、サービス提供上の留意点等を踏まえ、サービス提供の開始予定時期を 調整する。

(2) サービス担当者会議

本人、家族、地域包括支援センター等の担当ケアマネジャー、サービス提供事業者等で行うサービス担当者会議に出席し、利用者の心身の状況や改善可能性、課題等についての共有を図るとともに、効果的なサービス提供とするための調整を行う。

(3) 利用契約の締結

受注者は、サービス提供に先立って利用者との間で利用契約を締結するものとする。

(4) 事前アセスメント

サービス提供に際して考慮すべきリスクや利用者等のニーズ、運動器の機能の状況等を把握するため、理学療法士等は、地域包括支援センター等が作成した「利用者基本情報」、「基本チェックリスト」及び「介護予防サービス・支援計画書(以下「ケアプラン」という。)」等を参考に、サービス提供の初日に事前アセスメントを行う。

(5) 個別サービス計画の作成

ア 理学療法士等は、事前アセスメントの結果を踏まえ、事業所において実施する「専門的 プログラム」と、利用者が居宅等で実施する「セルフケアプログラム」を盛り込んだ個別 サービス計画(案)を作成し、サービス提供による効果やリスク、緊急時の対応等とあわ せて、当該個別サービス計画の対象となる利用者等に分かりやすく説明し同意を得る。

イ 個別サービス計画について利用者の同意を得た後は、速やかに地域包括支援センター等 に提出するものとし、地域包括支援センター等から個別サービス計画の内容に関して助言 等を得た際は、必要に応じて当該計画を修正する。

(6) サービスの提供

ア 個別サービス計画に基づき、理学療法士等(フィットネス事業所等民間事業者にあって

は、理学療法士等又は運動指導経験者) が運動器の機能向上プログラムのサービスを提供 するとともに、その経過を記録する。

- イ サービス提供時には、毎回、事前に理学療法士等(フィットネス事業所等民間事業者に あっては、理学療法士等又は運動指導経験者)による健康チェックを行うものとし、異常 があった場合、その他運動することが適当でないと判断されるときは、運動を実施しない ものとする。また、毎回、利用者の取組状況や生活機能の改善状況等をモニタリングし、 個別サービス計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正する。
- ウ サービス提供期間中は、サービス提供期間終了後を見据え、地域包括支援センター等と 連携して、サービス終了後の機能維持のための方策を検討し、利用者に対し必要な助言を 行う。

(7) 事後アセスメント・評価の実施

- ア 理学療法士等は、サービスの最終実施日に事後アセスメントを行い、目標の達成度、身体機能及び関連するQOLの変化等を記録して評価を行うとともに、評価結果を踏まえ、 その後の支援方針について地域包括支援センター等と連携して検討を行う。
- イ 身体機能変化は握力、開眼片脚立ち、5 m通常歩行、Timed up & go テストにより評価 するものとする。なお、開眼片脚立ちの測定に当たっては、測定者又は補助者は対象者の 傍らに立ち、十分に安全を確保すること。
- ウ 事後アセスメント等の結果は、「短期集中運動型デイサービス実施報告書」により、速や かに地域包括支援センター等に提出するものとする。

7 口腔機能向上プログラムに係る業務内容及び実施手順

6の運動器の機能向上プログラムに付随して口腔機能向上プログラムに係るサービス提供を 行う場合のサービス内容は、口腔機能向上のための口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下訓練とし、 次の手順により実施するものとする。

(1) 事前アセスメント

利用者の口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題を把握するため、歯科医師、 歯科衛生士又は言語聴覚士は、地域包括支援センター等が作成した「利用者基本情報」、「基 本チェックリスト」及び「ケアプラン」等を参考に、サービス提供の初日に事前アセスメン トを行う。

- (2) 個別サービス計画の作成
 - ア 歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士は、事前アセスメントの結果を踏まえ、事業所に おいて実施する「専門的プログラム」と、利用者が居宅等で実施する「セルフケアプログ ラム」を盛り込んだ個別サービス計画(案)を作成し、サービス提供による効果等とあわ せて、当該個別サービス計画の対象となる利用者等に分かりやすく説明し同意を得る。
 - イ 個別サービス計画について利用者の同意を得た後は、速やかに地域包括支援センター等 に提出するものとし、地域包括支援センター等から個別サービス計画の内容に関して助言 等を得た際は、必要に応じて当該計画を修正する。

(3) サービスの提供

ア 個別サービス計画に基づき、歯科衛生士、言語聴覚士又は看護職員が口腔機能向上プログラムのサービスを提供するとともに、その経過を記録する。

- イ サービス提供時には、毎回、利用者の取組状況や生活機能の改善状況等をモニタリング し、個別サービス計画に実施上の問題点があれば、直ちに当該計画を修正する。
- (4) 事後アセスメント・評価の実施
 - ア 歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士は、サービスの最終実施日に事後アセスメントを 行い、目標の達成度、口腔清掃状況、口腔機能及び関連するQOLの変化等を記録して評 価を行うとともに、評価結果を踏まえ、その後の支援方針について地域包括支援センター 等と連携して検討を行う。
 - イ 口腔清掃状況に関する評価は、舌苔、歯又は義歯の汚れによって、口腔機能の変化は、 反復唾液嚥下テスト、頬の膨らましによって評価するものとする。
- (5) 事後アセスメント等の地域包括支援センター等に対する結果報告は、運動器の機能向上プログラムに係る報告書の提出に合わせて行う。

8 送迎サービス

受注者は、短期集中運動型デイサービスの利用に際し送迎を希望する者に対し、事業所と自 宅の間の送迎サービスを提供することができるものとする。

9 サービス提供期間等

サービス提供期間等は、地域包括支援センター等が作成するケアプランを踏まえて決定し、 プログラムごとに次のとおりとする。

- (1) 運動器の機能向上プログラム
 - ア サービス提供開始日から3か月間、1週間につき2回を限度とし、1回あたりの提供時間は、 $1\sim2$ 時間(送迎に係る時間は除く。)とする。ただし、週2回実施する場合は、2日以上の間隔を空けて実施する。
 - イ 前項の規定にかかわらず、6(6)により受注者が実施する評価並びに地域包括支援センター等が実施するアセスメント及び評価において必要と認められる場合は、2クール目として翌月からさらに3か月間に限り、おおむね1週間ごとに1回の利用ができるものとする。ただし、1年度内の利用の上限は、最大2クールまでとする。
- (2) 口腔機能向上プログラム

(1)のサービス提供期間内において、同日に実施するものとし、おおむね2週間ごとに1回、全7回まで、1回当たりの提供時間は15分以上とする。

10 利用者負担金

受注者は、生活保護法による介護扶助を受けている者を除き、次のとおり利用者からサービス利用に係る自己負担金を徴収するものとする。徴収の時期は、原則として月末又は翌月初めとし、受注者が定める。

区 分		利用者負担金額
1クール目(1回当たり)	基本運営費	500円
	口腔ケア加算(※1)	80円
	送迎加算(片道当たり)	50円
2クール目(月額包括報酬)(※2)		1,620円

- ※1 口腔機能向上プログラムにおいて口腔清掃の実施等に要する経費(原材料等の実費) については、別途利用者から徴収する。
- ※2 9(1)イの規定により、3か月を超えてサービスを利用する場合の単価とする。

11 キャンセル料

受注者は、利用者からのキャンセルの連絡が利用予定日の3日前までになかった場合には、 キャンセル料として、1,000円を利用者から徴収することができる。

12 実績報告書等の提出

- (1) 受注者は、サービス提供を行った月の翌月10日まで(ただし、3月分については3月3 1日まで)に、以下のとおり実績報告書等を発注者(広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括 ケア推進課)に提出し、検査を受けるものとする。
 - ア 短期集中運動型デイサービス実績報告書
 - イ 短期集中運動型デイサービス利用状況(利用明細)
- (2) 発注者が前項の検査を実施し、内容が適正であると承認した場合は、受注者は、発注者に対し委託料を請求することができる。
- (3) 発注者は、前項の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

13 その他の留意事項

- (1) 受注者は、本仕様書のほか、業務の実施に当たり、法令、広島市総合事業実施要綱、広島市短期集中型サービス実施要綱その他の規程を遵守すること。
- (2) 受注者は、サービスの提供に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
- (3) サービス提供に当たっては、「広島市短期集中型サービス実施事務マニュアル」に則るとともに、「介護予防マニュアル【第4版】(株式会社野村総合研究所発行)」及び「自立支援のための短期集中予防サービス実践トレーニングマニュアル(平成31年3月広島県作成)」を活用し、一定の期間内に集中的にサービスを行うことで、短期間で生活機能の向上(自立度を高めること)を目指すこと。
- (4) サービス担当者会議などで、地域包括支援センター等や他のサービス提供事業者とケアプランの目標等を共有し、目標に即した効果的なサービスを提供すること。
- (5) 受注者が、同一事業所において他の通所サービス(通所介護、1日型デイサービス、短時間型デイサービスなど)を同日に提供する場合は、本業務委託により短期集中的に行うプログラムが効果的なものとなるよう、他のサービスと時間や場所、グループを分けて実施するなどの工夫をすること。
- (6) 事後アセスメント・評価に係る地域包括支援センター等への報告内容から、サービス提供による機能改善効果が低いと認められる場合は、プログラムの実施内容の変更を求める場合がある。
- (7) 受注者は、本委託業務によるサービス提供内容を変更し、又は、サービスを廃止し又は休止しようとするときは、その変更、廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を発注者に届け出るものとする。
 - ア 変更、廃止又は休止しようとする年月日

- イ 変更、廃止又は休止しようとする理由
- ウ 現にサービスを利用している者に対する措置
- エ 変更しようとする場合にあっては、変更の内容
- オ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (8) 受注者は、前項の規定によるサービスの廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に本委託業務によるサービス提供を受けていた者であって、当該サービスの廃止又は休止の日以後においても引き続き本委託業務に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

14 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して、これを定めることと する。